

平成25年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

土木交通部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|-----------|-----------------------------|------------|------------|---------|------------|--|--------|--------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-21 藤尾川災害復旧工事 | 災害復旧 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社松浦組 | 17,640,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸工が崩壊した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-22 柳川災害復旧工事 | 応急本工事 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社昭建 | 16,800,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-15 藤尾川災害復旧工事 | 応急河道掘削工 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社松浦組 | 15,015,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|------------------------------------|--|------------|----------|------------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-32 吾妻川災害復旧応急工 事 | 流木等撤去 一箇所 護岸欠損部補修 5箇所 残土処理 370m3 堆積土砂撤去 2箇所 | 平成25年9月16日 | 株式会社昭建 | 13,650,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸工が崩壊した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 15-2国道 422号他単独道路補修 工事 | 応急作業 一式 残土処理 290m3 | 平成25年9月16日 | 株式会社高陽建設 | 9,765,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、発生した土石流および法面崩壊により、通行規制を実施しており、沿線住民に多大な影響を与えているため、早急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1000 -S1滝川災害復旧応 急工事 | 河道土砂撤去 一式 | 平成25年9月16日 | 雄松建設株式会社 | 19,824,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、現地では土石流出が発生し、河道からあふれた大量の土砂が隣接する住宅や道路、鉄道など、広範囲に流出した。緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員である雄松建設株式会社の1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-23 柳川災害復旧工事 | 応急本工事 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社昭建 | 16,170,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--------------------------------|----------|------------|-----------|-----------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-1 安曇川災害復旧工事 | 災害復旧 一式 | 平成25年9月16日 | 雄松建設株式会社 | 9,450,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸工が崩壊した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-2 安曇川災害復旧工事 | 応急護岸工 一式 | 平成25年9月16日 | 有限会社山村組 | 6,405,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸工が崩壊した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-6 柳川災害復旧応急本工事 | 応急本工事 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社昭建 | 5,775,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-17 大戸川災害復旧応急仮工事 | 応急仮工事 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社エス・シー | 9,174,900 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸工が崩壊した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--------------------------------|--------------------------------|------------|----------|-----------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-31 大戸川災害復旧工事 | 災害復旧 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社昭建 | 8,400,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-7 柳川災害復旧応急本工事 | 災害復旧工事 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社松浦組 | 7,560,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-26 信楽川災害復旧応急仮工事 | 災害復旧 一式 | 平成25年9月16日 | 株式会社内田組 | 5,250,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-4安曇 川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 現地測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 正和設計株式会社 | 9,660,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---------------------------------|--|------------|---------------|-----------|---|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-3三田川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 地形測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社モリタ | 9,082,500 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 12-13国道367号他単独道路補修設計業務委託 | 道路詳細設計 0.12km 擁壁・補強土予備設計 一箇所 法面工予備設計 一箇所 補強土詳細設計 一箇所 アンカー付法枠詳細設計 一箇所 | 平成25年9月17日 | 株式会社白川測量設計事務所 | 8,977,500 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、発生した土石流および法面崩壊により、通行規制を実施しており、沿線住民に多大な影響を与えているため、緊急に資料を作成する委託を実施する必要がある。滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-2信楽川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 現地測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 近畿設計測量株式会社 | 7,875,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-1大戸川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 現地測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 近畿設計測量株式会社 | 6,930,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-6吾妻川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 現地測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社サンセイ | 6,510,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--------------------------------|---|------------|---------------|------------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-5藤尾川他河川災害測量業務委託 | 基準点測量 一式 現地測量 一式 路線測量 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社サンセイ | 5,817,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 12-9国道367号他単独道路補修測量業務委託 | 基準点測量 16点 地形測量 0.013km2 路線測量 0.29km | 平成25年9月17日 | 株式会社白川測量設計事務所 | 5,355,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、発生した土石流および法面崩壊により、通行規制を実施しており、沿線住民に多大な影響を与えているため、緊急に資料を作成する委託を実施する必要がある。滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-29 吾妻川災害復旧応急工事 | 残土処分 1900m3 | 平成25年9月17日 | 株式会社奥村組 | 18,900,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の京阪軌道に被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を京阪電車軌道土砂撤去業者であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-28 吾妻川災害復旧応急工事 | 施工延長 250m 掘削工 1960m3 仮設工 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社奥村組 | 17,640,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の京阪軌道に被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を京阪電車軌道土砂撤去業者であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-8 柳川災害復旧応急本工事 | 応急本工事 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社昭建 | 16,800,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---------------------------------------|------------------------------------|------------|-----------------|------------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1-5四宮 川災害復旧応急工事 | 施工延長 135m 水路復旧工 28.6m 仮設工 一式 | 平成25年9月17日 | 株式会社奥村組 | 6,825,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の京阪軌道に被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を京阪電車軌道土砂撤去業者であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 15-3大津 信楽線単独道路補修工 事 | 応急作業 一式 | 平成25年9月18日 | 法面プロテクト株式会 社 | 11,970,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、発生した土石流および法面崩壊により、通行規制を実施しており、沿線住民に多大な影響を与えているため、早急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第100- S2 滝川単独砂防災害 測量業務委託 | 路線測量2.1km | 平成25年9月20日 | 株式会社サンセイ | 7,350,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、現地では土石流出が発生し、河道からあふれた大量の土砂が隣接する住宅や道路、鉄道など、広範囲に流出した。本委託の相手方は、緊急に測量を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-20 三田川災害復旧応急工 事 | 河道掘削 一式 | 平成25年9月20日 | 三国工業株式会社 | 19,950,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--------------------------------------|----------------------------|------------|-------------|------------|---|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1000 -S2滝川災害復旧応 急工事 | 河道土砂撤去 一式 | 平成25年9月25日 | 雄松建設株式会社 | 19,729,500 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、現地では土石流出が発生し、河道からあふれた大量の土砂が隣接する住宅や道路、鉄道など、広範囲に流出した。本工事の相手方は、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した社団法人滋賀県建設業協会の協会員である雄松株式会社の1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 1000-19 三田川災害復旧応急工 事 | 河道掘削 一式 | 平成25年9月27日 | 三国工業株式会社 | 19,635,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、川へ大量の土砂が流出した。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に工事を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止 剤散布一式(単価契約) | 平成25年12月1日 | アルファ-建設他29社 | 38,000,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの数等を検討のうえ、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1-1S 号 安曇川河川災害設 計業務委託 | 護岸詳細設計 一式 | 平成25年10月1日 | 正和設計株式会社 | 8,715,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1-3S 1号 三田川河川災害 設計業務委託 | 護岸詳細設計 一式 | 平成25年10月1日 | 株式会社モリタ | 7,623,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近による豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、緊急に設計を実施する必要があることから、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---------------------------------------|---------------------|-------------|----------------|------------|--|----------------|----------------|
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1-4S 1号 大戸川他河川災 害設計業務委託 | 護岸詳細設計 一式 | 平成25年10月1日 | 近畿設計測量株式会 社 | 7,371,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近に よる豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の 人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、 緊急に設計を実施する必要があることから、滋 賀県財務規則第220条第1項第5号の規定に より、見積徴取の相手方を緊急対応が可能で ある当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1-2S 号 藤尾川他河川災 害設計業務委託 | 護岸詳細設計 一式 | 平成25年10月1日 | 株式会社サンセイ | 6,300,000 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近に よる豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の 人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、 緊急に設計を実施する必要があることから、滋 賀県財務規則第220条第1項第5号の規定に より、見積徴取の相手方を緊急対応が可能で ある当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第1-4S 2号 信楽川河川災害 設計業務委託 | 護岸詳細設計 一式 | 平成25年10月1日 | 近畿設計測量株式会 社 | 5,953,500 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近に よる豪雨により、護岸が被害を受けた。近接の 人家や道路へ被害が拡大する恐れがあるため、 緊急に設計を実施する必要があることから、滋 賀県財務規則第220条第1項第5号の規定に より、見積徴取の相手方を緊急対応が可能で ある当該1者とする。 | 5号 | |
| 大津土木事務所 | 平成25年度 第S1-1 号 琵琶湖河川環境保 全業務委託 | 塵芥処理工 一式 | 平成25年10月2日 | 株式会社笹川組 | 11,377,800 | 平成25年9月15～16日の台風18号の接近に よる豪雨により、琵琶湖岸に大量のごみが打ち 上げられた。緊急に回収対応が必要となるため、 滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定に より、見積徴取の相手方を「災害時における 応急救援活動への応援に関する協定書」に基 づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業 協会の協会員であり、緊急作業が可能である 当該1者とする。 | 5号 | |
| 南部土木事務所 | 金勝川 他 単独砂防 応急復旧(その2)工事 | 管理型砂防堰堤 土砂撤去工 1式 | 平成25年10月24日 | 基建設株式会社 | 9,675,750 | 平成25年度9月16日の台風18号によって被害 を受けた金勝川の応急復旧のための業務であり、 緊急を要するため、滋賀県財務規則第220条 第1項第5号の規定により、見積徴取の相手 方を「災害時における応急救援活動への応援 に関する協定書」に基づき協力要請した一般 社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、 緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|-----------|-----------------------------|---|-------------|-------------------|------------|--|--------|--------|
| 南部土木事務所 | 金勝川 河川応急復旧設計委託 | 災害検証業務 1式 | 平成25年11月7日 | 株式会社建設技術研究所 滋賀事務所 | 9,954,000 | 平成25年度9月16日の台風18号によって被害を受けた金勝川の応急復旧のための業務であり、緊急を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を、過去、金勝川の河川計画を受託し、河川計画や施設構造に熟知している当該1者とする。 | 5号 | |
| 南部土木事務所 | 中ノ井川 河川改良施工委託 | 河川計画断面設計 | 平成25年11月12日 | 東海旅客鉄道株式会社 | 5,400,000 | 工事期間中における列車運行の安全性も踏まえた上での改修計画を立案するための設計であることから、列車運行中における施工実績や安全性の確保に関する知見を有するのは、本契約の相手方において他にいない | 2号 | 3イ |
| 南部土木事務所 | 琵琶湖 漂着ごみ撤去委託 | 漂着物処理工 2箇所 | 平成25年11月13日 | 株式会社千商 | 9,586,500 | 平成25年度9月16日の台風18号によって被害を受けた公共土木建築施設の応急復旧(湖岸漂着ゴミの撤去)を行うものであり、緊急を要するため | 5号 | |
| 甲賀土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止融雪剤散布一式(単価契約) | 平成25年12月1日 | 木村舗装(株) 他34者 | 30,000,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの人件数を検討のうえ、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S2号 国道307号道路補修工事 | 大型ブロック工 1式 防護柵工 20.0m 舗装工 60.0m ² 区画線工 1式 構造物取壊し工 1式 | 平成25年9月17日 | 株式会社市原建機 | 24,496,500 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S1号 信楽上野線道路補修工事 | 施工延長 60.0m 耐候性大型土のう他 1式 道路土工 1式 | 平成25年9月17日 | 株式会社市原建機 | 19,572,000 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|-----------|-----------------------------|--|------------|------------|-----------|--|--------|--------|
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S7号 国道307号道路補修工事 | 施工延長 50.0m 道路土工 1式 袋詰め玉石工 1式 舗装工 1式 | 平成25年9月17日 | 西本建設株式会社 | 9,660,000 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S8号 牧甲西線道路補修工事 | 施工延長 50.0m 路肩欠損補修工 1式 | 平成25年9月17日 | 藪下建設株式会社 | 9,660,000 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S4号 栗東信楽線道路補修工事 | 施工延長 70.0m 路肩欠損補修工 1式 | 平成25年9月17日 | 近江道路土木株式会社 | 5,911,500 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 甲賀土木事務所 | 平成25年度 第35-S17号 大津信楽線道路補修工事 | 施工延長 170.0m 道路土工 1式 舗装工 1式 防護柵工 1式 | 平成25年9月18日 | 株式会社松栄工業 | 9,817,500 | 台風18号により被災した箇所の早期の安全確保と現状回復のための緊急対応を要するため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき協力要請した一般社団法人滋賀県建設業協会の協会員であり、緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 犬猫死骸撤去処理委託(東近江市) | 犬猫等死骸撤去業務(単価契約) | 平成25年10月1日 | (株)日吉 | 5,312,475 | 市町の許可を受けて一般廃棄物(動物死骸)の収集運搬処理ができる業者が限定されているため。 | 2号 | 3イ |
| 東近江土木事務所 | 佐久良川災害設計委託 | 護岸詳細設計 410 m | 平成25年10月8日 | 第一設計監理株式会社 | 9,607,500 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|-----------|---------------|--|-------------|------------------|------------|---|--------|--------|
| 東近江土木事務所 | 前川他災害測量設計委託 | 現地測量 0.013 km ² 路線測量 0.38 km 護岸詳細設計 75 m | 平成25年10月8日 | 第一設計監理株式会社 | 9,240,000 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 愛知川他災害測量設計委託 | 路線測量 0.46km 河川測量 5本 現地測量 0.16km ² 護岸詳細設計 263 m | 平成25年10月8日 | 株式会社新洲 | 8,977,500 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 南砂川他災害測量設計委託 | 現地測量 0.011 km ² 路線測量 0.31 km 護岸詳細設計 167 m | 平成25年10月8日 | 第一設計監理株式会社 | 8,295,000 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 愛知川災害測量設計調査委託 | 路線測量 0.39 km 河川測量 8本 現地測量 0.076 km ² 護岸詳細設計 180 m 土質調査 1式 | 平成25年10月8日 | 株式会社新洲 | 7,791,000 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 佐久良川災害測量設計委託 | 現地測量 0.063 km ² 路線測量 1.33 km 迂回路詳細設計 0.22 km | 平成25年10月8日 | 第一設計監理株式会社 | 5,145,000 | 災害復旧で緊急に実施する必要があるため、滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を緊急対応が可能である当該1者とする。 | 5号 | |
| 東近江土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止融雪剤散布一式(単価契約) | 平成25年11月30日 | 奥儀建設株式会社 他53者 | 20,000,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの数等を検討のうえ、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |
| 湖東土木事務所 | 湖岸清掃業務委託 | 漂着ゴミ収集・集積4.1km 漂着ゴミ運搬1式 | 平成25年11月6日 | 株式会社金沢工務店 | 8,688,750 | 台風18号の豪雨により琵琶湖岸に漂着したゴミ等が景観を損ね危険であり、長期間放置すると悪臭の発生や再飛散し環境の悪化が懸念されるため、早期の処理を必要とするため、競争入札に付することができない。滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」により一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部から推薦を受けた当該1者とする。 | 5号 | |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|----------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|-------------|---|--------|--------|
| 湖東土木事務所 | 湖岸清掃業務委託 | 漂着ゴミ収集・集積4.0km 漂着ゴミ運搬1式 | 平成25年11月6日 | 株式会社アスカ | 8,494,500 | 台風18号の豪雨により琵琶湖岸に漂着したゴミ等が景観を損ね危険であり、長期間放置すると悪臭の発生や再飛散し環境の悪化が懸念されるため、早期の処理を必要とするため、競争入札に付することができない。滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」により一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部から推薦を受けた当該1者とする。 | 5号 | |
| 湖東土木事務所 | 湖岸清掃業務委託 | 漂着ゴミ収集・集積3.0km 漂着ゴミ運搬1式 | 平成25年11月6日 | 株式会社多賀組 | 6,930,000 | 台風18号の豪雨により琵琶湖岸に漂着したゴミ等が景観を損ね危険であり、長期間放置すると悪臭の発生や再飛散し環境の悪化が懸念されるため、早期の処理を必要とするため、競争入札に付することができない。滋賀県財務規則第220条第1項第5号の規定により、見積徴取の相手方を「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」により一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部から推薦を受けた当該1者とする。 | 5号 | |
| 湖東土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止融雪剤散布一式(単価契約) | 平成25年11月29日 | 株式会社明和建設 他25者 | 79,000,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの人件数等を検討のうえ、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |
| 長浜土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止融雪剤散布一式(単価契約) | 平成25年11月29日 | 姉川建設株式会社 他22者 | 200,000,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの人件数等を検討の上、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |
| 長浜土木事務所(木之本支所) | 国道365号他除雪業務委託 | 除雪(単価契約) | 平成25年11月27日 | (株)八田組他4者 | 83,207,775 | 県保有の除雪車両のみで実施する路線は指名競争入札により受託者を決定しているが、当該除雪路線は、県保有除雪車両を配置できないことから、除雪に適した車両を必要数保有していること、迅速かつ適正に除雪作業を実施することが必要であり、当支所内において条件を満たす業者が他にないため。 | 2号 | 3イ |
| 高島土木事務所 | 国道303号 道路補修工事 | 舗装工 | 平成25年11月20日 | 株式会社大山建設 | 9,660,000 | 道路の路肩欠損であり、交通事故等の発生のおそれがあるため早急を実施する必要があるため。 | 5号 | |
| 高島土木事務所 | 道路除雪作業等委託 | 道路除雪作業、凍結防止融雪剤散布一式(単価契約) | 平成25年11月28日 | 株式会社桑原組他21社 | 12,860,000 | 従来の実績、地域性、車両台数、オペレーターの人件数等を検討のうえ、雪寒対策実施計画の中で定めており、県統一単価により契約しているため。 | 2号 | 6 |

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令※1 | 適用類型※2 |
|-----------|----------------------------|-------------------------------------|-------------|---------------------------|------------|--|--------|--------|
| 住宅課 | 住生活基本計画策定等事業 | 住生活総合調査市町実地調査業務委託 | 平成25年11月1日 | 県内19市町 | 6,239,000 | 各世帯を訪問し、調査票を配布、回収するという本調査の性格上、地域の実情に精通している市町に業務を委託することが調査の効率性、正確性から最も適当であるため。 | 2号 | 2 |
| 芹谷地域振興事務所 | 平成25年度TS91-3号多賀醒井線単独災害復旧工事 | 大型土のう | 平成25年10月4日 | 丸橋建設株式会社 | 5,294,100 | 台風18号による流出土砂の撤去や兼用護岸の損傷部復旧作業を、当該業者が実施中であり、現場状態を熟知し、建設機械等の調達等に即時に対応可能なため | 5号 | |
| 芹谷地域振興事務所 | 平成25年度TS91-2号多賀醒井線単独災害復旧工事 | 鋼矢板設置、笠コンクリート工、根固工、多段式かごマット工、巨石据付工、 | 平成25年12月11日 | 株式会社 山重建設 | 9,922,500 | 平成25年9月9日付け、平成25年度S901-M20号多賀醒井線補助道路整備工事の工事区間と重複しており、当該受注者に施行させることにより、工事価格算定時の諸経費調整により安価に実施することができる。 | 6号 | |
| 砂防課 | 滋賀県土木防災情報システム改修業務委託 | 滋賀県土木防災情報システム改修業務 | 平成25年11月27日 | 日本無線・中電技術コンサルタント特定業務共同企業体 | 56,175,000 | 当相手先は当該システムの開発業者であり、内容詳細を熟知しているため。また、プログラムの著作権を保有している。 | 2号 | 3イ |
| 流域政策局 | 長浜港単独港湾設計業務委託 | 岸壁耐震照査および概略構造検討 | 平成25年11月1日 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所 | 5,985,000 | プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2号 | 4 |